

○神奈川県町村情報システム共同事業組合監査委員
公印規程

(平成23年4月4日)
(監査委員訓令第2号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、神奈川県町村情報システム共同事業組合監査委員の公印
に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の名称及び寸法等)

第2条 公印の名称及び寸法等は、別表のとおりとする。

(保管)

第3条 公印は、代表監査委員の指定した者が保管する。

(公印の新調、改刻又は廃止)

第4条 公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、代表監査委員
の承認を受けなければならない。

(補則)

第5条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、神奈川県町村情報シス
テム共同事業組合公印規程（平成23年神奈川県町村情報システム共同事業組
合訓令第4号）の例による。

附 則

この訓令は、平成23年4月4日から施行する。

別表（第2条関係）

公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個数	用途	ひな形
神奈川県町村 情報システム 共同事業組合 監査委員之印	てん書	方 25	木印	1	委員名をもってす る文書	監査委員之印 共同事業組合 情報システム 神奈川県町村
神奈川県町村 情報システム 共同事業組合 代表監査 委員之印	てん書	方 25	木印	1	代表監査委員名を もってする文書	表監査委員之印 共同事業組合代 情報システム 神奈川県町村